

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 2 月22日 (木) 午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	市長施政方針説明
日程第 4	浜名湖競艇企業団議会議員の選挙
日程第 5	議案第 1 号 湖西市教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 6	議案第 2 号 湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7	議案第 3 号 湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8	議案第 4 号 湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9	議案第 5 号 湖西市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて
日程第10	議案第 6 号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第 7 号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	議案第 8 号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第 9 号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第10号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第11号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第12号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第13号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第14号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第15号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	議案第16号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	議案第17号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	議案第18号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	議案第19号 湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24	議案第20号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	議案第21号 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 3 号) に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第26	議案第22号 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 4 号) に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第27	議案第23号 湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定について
日程第28	議案第24号 湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第29	議案第25号 湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定について
日程第30	議案第26号 湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
日程第31	議案第27号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第32	議案第28号 湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について
日程第33	議案第29号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

日程第34	議案第30号	湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第35	議案第31号	湖西市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
日程第36	議案第32号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第37	議案第33号	湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
日程第38	議案第34号	湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第39	議案第35号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第40	議案第36号	湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第41	議案第37号	湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について
日程第42	議案第38号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第43	議案第39号	湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第44	議案第40号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第45	議案第41号	湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第46	議案第42号	湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第47	議案第43号	湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定について
日程第48	議案第44号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
日程第49	議案第45号	湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
日程第50	議案第46号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第51	議案第47号	浜名学園組合規約の変更について
日程第52	議案第48号	平成28年度住吉地区命山整備工事の工事請負契約の一部変更について
日程第53	議案第49号	市道の路線の認定について
日程第54	議案第50号	平成29年度湖西市一般会計補正予算（第6号）
日程第55	議案第51号	平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第56	議案第52号	平成29年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第57	議案第53号	平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第58	議案第54号	平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第59	議案第55号	平成29年度湖西市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第60	議案第56号	平成30年度湖西市一般会計予算
日程第61	議案第57号	平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
日程第62	議案第58号	平成30年度湖西市介護保険事業特別会計予算
日程第63	議案第59号	平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第64	議案第60号	平成30年度湖西市公共下水道事業会計予算
日程第65	議案第61号	平成30年度湖西市水道事業会計予算
日程第66	議案第62号	平成30年度湖西市病院事業会計予算

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年3月湖西市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（二橋益良） ここで、辞職許可の報告をいたします。去る1月16日、島田正次君から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、1月17日、これを許可いたしましたことを報告いたします。

続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 議案書の受理について申し上げます。3月定例会に市長から提出されました議案は62件でございます。その内容は人事案件19件、補正予算の専決処分2件、条例制定24件、契約変更1件、平成29年度補正予算6件、平成30年度予算7件、その他3件でございます。

12月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告事項は終わりました。

午前10時02分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に11番 荻野利明君、12番 豊田一仁君を指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から

3月23日までの30日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。2月23日から3月4日、3月9日から3月22日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

○議長（二橋益良） 日程第3 市長施政方針説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 皆様、改めましておはようございます。本日、平成30年3月定例会が開催されるに当たりまして、新年度に向けた市政運営に臨む基本的な考え方と主要な施策の概要を申し上げまして、市民の皆様を初め、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

湖西市長に就任をしてから1年余りが経過いたしました。就任以来、「全力投球」をスローガンに、子育て・教育は「幸福度日本一のまち」、また、まちづくりは「人口減少に歯どめをかけ、活気あるまち」、福祉は「日本一思いやりのあるまち」、防災は「命を守る」、産業は「エネルギーなまち」を目指すことをお約束をして、市政の運営にこれまでも取り組んでまいりました。

これらは、いずれも重点事項として進めていくものでありまして、今般の平成30年度の予算編成におきましても、常に念頭に置いて臨んだところでございます。

厳しい財政事情でありますとか、制度の設計にある程度の時間が必要なことなど、一朝一夕にはいかないことも多々ありますが、持ち前の行動力と、過去には財務省等で培った行財政の経験を生かし、一歩一歩着実に前に進めていくということを改めて自覚するとともに、今後も初心を忘れることなく、

「活気あるまちづくり」のために、さらに全力投球で市政の運営に邁進をしていくということをお誓いするものでございます。

市政運営の基本を述べるに当たりまして、まずは平成29年度を振り返ってみたいと思います。

初めに、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう取り組んでおります防災・減災対策につきましては、津波避難施設空白域に避難施設を整備するべく、住吉地区には命山、日ヶ崎地区には避難タワーの建設に着手をし、命山は29年度中に、避難タワーにつきましては30年度に完成させるべく進めております。

また、消防活動につきましては第13分団の消防ポンプ自動車を更新し、救急医療体制においては高規格救急車を更新し、既に運用を開始しております。

次に教育環境の整備につきましては、新居中学校のガラス飛散防止事業は、9月に工事を完了させ、安全を確認しております。

また、保護者の子育てや社会参画を支援する開園日一時預かり、長期休園日一時預かりを継続して実施し、入所待ち児童のうち育児休業ができなかった方を対象に、入所が決定するまでの間、新居幼稚園の保育室で新たに緊急一時預かりを実施いたしました。

次に自然と環境へ配慮した取り組みにおきましては、浜松市に委託をしておりますごみの焼却につきましては、長期的なコスト比較と市民の皆様や事業者の方々への行政サービスの向上でありますとか災害時の対応など、総合的に判断をし、平成36年1月末の委託期間の満了後は、本市単独での運営をすることといたしました。

また、衛生プラントは施設の改修により、新処理システムが稼働をしたことから、維持管理業務の効率化を図るため、運転管理業務の包括的委託を行いました。

次に快適で便利な暮らしを実現するための都市基盤整備につきましては、歩行者の安全と利用者の利便性の向上のため、都市計画道路鷺津駅谷上線の歩道未整備区間の用地測量業務に着手をいたしました。

また、舗装長寿命化計画に基づき、市道元町坊瀬線舗装補修工事を実施いたしました。

浜名湖西岸土地区画整理事業におきましては、新たな工業団地を造成する土地区画整理事業を支援するため、現地測量業務を実施するとともに、平成31年度に市街化編入を行うための協議資料の作成に着手をいたしました。

また、市内を南北に結ぶ幹線道路で、産業面や防災面でも活用が期待をされる都市計画道路大倉戸茶屋松線の実施設計及び用地補償調査に着手をいたしました。

次に市民の健康づくりと子育て支援の取り組みにつきましては、子供たちの健全な育成及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、こども医療費について、中学生まで無料化を拡充いたしました。

産婦人科医の誘致助成事業におきましては、昨年、日本周産期・新生児医学会の学術集会へ湖西市役所としてブースを出展して、PRなどを行いました。残念ながら、現時点ではまだ応募がない状況ではありますが、引き続き各方面への働きかけを継続して行っており、地元で安心して出産をできる環境の整備に努めてまいります。

次に安定した生活を支える産業の発展と人材交流の取り組みにおきましては、女性の活躍推進・再就職支援のための各種のセミナー、キャリア相談、企業見学会、中小企業へのアドバイザー派遣などを実施いたしました。さらに、シニア世代の活躍のためのもづくり人材交流事業、商工会への委託事業といたしまして、次世代産業コーディネート事業に取り組みました。

また観光関係では、浜松市と連携をした浜名湖観光圏整備事業として、サイクリング、観光商品等のブランドづくり、浜名湖DMOの設立の準備などを進めたほか、湖西市独自の浜名湖おんぱくへの支援、道の駅潮見坂やカキ小屋など特産品のPRを積極的に行いました。

最後に、安定した財源の確保と湖西市を全国に向けて発信をする取り組みにつきましては、ふるさと納税推進事業におきまして、さきの12月末までの9カ月で約3億7,000万円の寄附をいただきました。ここから返礼品等の経費を差し引いた約1億4,000万円をふるさと応援基金へ積み立て、平成30年度予

算に繰り入れてまいります。

また、公共施設について、施設総量の縮減、安全性の確保と機能の複合化、運営の適正化、広域的な活用の4点を基本方針とする湖西市公共施設再配置基本計画をもとに、少子高齢化の進行等による人口減少、社会保障費の増加等、今後も予想される厳しい財政状況の中、適正な公共施設の再配置を具現化する公共施設再配置個別計画を現在策定しているところであり、あわせて歳出を抑制し、財源の確保を図っていくものでございます。

湖西市を全国に向けて発信する取り組みにおきましては、豊田佐吉翁生誕150周年特別展として、「豊田佐吉と喜一郎展」を湖西市アメニティプラザのサブアリーナにおいて共催をし、県内外から5,910人の御来場をいただき、受け継がれる研究と創造の精神を湖西市から発信をいたしました。

以上、平成29年度を振り返り、全国的にも人口減少、少子高齢化が進む中、市長就任2年目を迎える平成30年度は、「職住近接」「稼ぐ力の強化」をキーワードとし、市民の皆様が安心して安全に日々生活ができる湖西市を目指し、職員とともに一丸となって全庁的に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、平成30年度の予算編成に当たり、国の経済見通しであります。国はこれまでの政策により、企業収益は過去最高の水準となり、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善をし、経済の好循環が着実に回り始めており、先行きは海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響を注視する必要があるものの、経済の好循環がさらに進展をし、緩やかな回復が続くと見込んでいます。

そうした中、湖西市の状況におきましても、徐々にではありますが、景気回復の兆しが見えてきているように感じるころではあります。しかしながら一方で、広報こさいなどでもこれまでにお知らせをさせていただいたとおり、湖西市の財政状況は、現在も、そして将来にわたっても、非常に厳しいものがあります。

平成29年度の当初予算におきましては、9億6,000万円もの財源不足から、その全額を財政調整基金の取り崩しにより調整をしたところございま

す。また、普通交付税は合併算定替の段階的な縮減によりまして、平成30年度、平成31年度は2億円ずつ減収をし、平成30年度には交付がされなくなります。

加えて、平成31年10月に予定をされている消費税率10%への引き上げに伴い、法人市民税法人税割の税率引き下げによる減収も見込まれており、平成33年度には普通交付税の減収と合わせ、平成29年度に比べ、9億6,000万円ほどが減収になると試算をされるなど、さらに財源不足が生じるという極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成30年度の予算編成におきましては、厳しい中でも「幸福度日本一のまちづくり」を目指すために、全ての事業において不断の見直しを実施し、限りある財源が効率的かつ効果的に配分できるように努めました。

特に、湖西市への移住定住の促進、人口減少対策や活気あるまちづくりのために、「職住近接」と「稼ぐ力の強化」をキーワードに、子育て支援の充実、産業の振興、観光・シティプロモーションの推進を特に重点事業といたしまして、「限りある財源を効率的かつ効果的に」の考えのもと、予算を編成させていただきました。

平成30年度の当初予算額は、一般会計で205億円、特別会計102億9,477万7,000円、企業会計83億6,280万2,000円、全会計の合計では391億5,757万9,000円となり、前年度と比較をして2.1%、約8億3,400万円の減額となりました。

一般会計においては、歳入の根幹となります市税の合計は、景気が回復傾向にあることから、前年度より若干増額となっております。

国庫支出金や市債におきましては、新所原駅周辺まちづくり事業や、津波避難施設整備事業などの投資的経費の減額に伴い、前年度より減額となっております。

また、地方交付税の中の普通交付税におきましても、合併算定替の激変緩和期間の4年目を迎え、前年度より2億円の減額となっております。

歳出におきましては、全般にわたり事業の見直しを行い、歳入に見合う形で極力市民サービスの低下

を招かないよう、支出を抑えつつ、新たに高校生までの医療費を無料化するなど、新規事業も数多く計上しております。

財政健全化におきましては、健全な財政運営を堅持するという観点から、財政調整基金からの繰入金を前年度より3.1%、3,000万円を減額し、抑制を図りました。

また、地方債の発行におきましては、前年度より22%、2億円を減額し、抑制を図ることとし、あわせて地方債残高の減少に努めました。

本予算案におきまして、今後の厳しい財政を見据え、「歳入に見合った歳出構造」を常に意識し、市民の皆様が望む「今、必要な行政サービスの充実」と「将来にわたって持続可能で魅力あるまちの実現」に向けての事業や諸施策のため、可能な限り予算を配分いたしました。

次に新年度の予算案であります。私が掲げました5つの旗と、新・湖西市総合計画の7つのまちの姿に沿って御説明を申し上げます。

まず、1つ目の「子育て・教育への支援による、幸福度日本一のまち」につきましては、新・湖西市総合計画「まちの姿1、ひとが育つまち」の中での岡崎幼稚園園舎耐震補強や新居幼稚園のこども園化改修の実施設計等を行い、こども園化を加速することで、安心して湖西市の未来を担う子供たちへの保育ができるよう、施設整備に努めてまいります。

また、生徒の安全や安心を確保するため、新居中学校の外壁塗装改修事業にも着手してまいります。

さらに、「まちの姿2、ふれあいあふれるはつらつとしたまち」の中でのこども医療費助成事業におきましては、平成30年10月から高校生相当年齢まで医療費の無料化を拡充いたします。

次に、2つ目の「人口減少に歯どめをかけ、活気あるまち」につきましては、まずは「まちの姿5、調和のとれた便利なまち」の中で新所原駅周辺まちづくり事業におきまして、11月に完成をいたしました新所原駅南北自由通路と橋上駅舎に引き続きまして、北口と南口の駅前広場を完成させるとともに、鷺津地区の主要道路であります都市計画道路鷺津駅谷上線の歩道未整備区間を早期に解消するための物

件調査及び用地取得を行ってまいります。

また、「昼夜間人口差の解消及び定住化の促進」につきまして、冒頭にも申し上げました「職住近接」をキーワードに、若い世代の方々を中心とした幅広い世代の皆様との意見交換の場を設ける等、湖西市を魅力的でにぎわいのあるまちにするための新たな施策展開に必要な調査研究を進めるとともに、ファミリー世代への湖西市への移住定住を促進させていくため、「新婚さん、こさいへおいでん新生活応援金」として、婚姻を機に市外から転入する世帯に対し助成を新たに行います。

さらに湖西病院におきましては、昨年12月に就任いたしました杉浦病院事業管理者のもと、現在全自病に委託をして行っている経営診断の結果も踏まえ、市民の皆様からさらに信頼をされ、愛される病院を目指し、経営改善を推進してまいります。

加えて、新市民会館等複合施設につきましては、候補地及び考えられる機能の案を年度内にお示しをし、市民相互に意見交換を行い方向性を導き出す市民会議を開催し、建設に向けて議論を進めてまいります。

3つ目の「日本一思いやりのあるまち」につきましては、「まちの姿2、ふれあいあふれる、はつらつとしたまち」の中での高齢者福祉におきまして、地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めてまいります。加えて、高齢者のバス利用助成では、タクシーの利用にも拡充をし、皆様の利便性の向上を図ります。

また、「まちの姿5、調和のとれた便利なまち」の中での「利用しやすい公共交通」におきましては、通院や買い物など、利便性をさらに向上を図るため、デマンド型乗り合いタクシーの実証実験を白須賀地区において実施してまいります。

4つ目の「命を守る防災」につきましては、「まちの姿3、安心して暮らせるまち」の中での地震対策事業におきまして、平成29年度に着手いたしました日ヶ崎地区津波避難タワーを完成させるとともに、引き続き上田町地区特定利用斜面保全事業の推進と、新たに高師山地区に津波避難施設の整備を進めてまいります。

5つ目の「エネルギーなまち」につきましては、「まちの姿5、調和のとれた便利なまち」の中での組合土地区画整理事業への支援におきまして、浜名湖西岸地区土地区画整理事業の実現に向け、組合設立準備委員会に対しまして、測量・設計等の技術支援を行うとともに、道路改良事業において、国道1号浜名バイパス大倉戸インターチェンジから区画整理事業地へのアクセス道路ともなる都市計画道路大倉戸茶屋松線の整備を推進し、新産業都市の構築を目指します。

また、「まちの姿6、産業の発展や交流による活力あふれるまち」の中での企業立地促進事業や中小企業支援事業、勤労者住宅建設資金への支援に力を入れてまいります。

特に中小企業支援事業では、国の生産性向上特別措置法で進める、中小企業の実現のための設備投資等の施策に呼応し、湖西市においても固定資産税の特例を講じるなど、積極的に支援を行ってまいります。

さらに、観光資源の活用による観光客の誘致促進といたしまして、「まちの姿6、歴史・伝統・文化を生かし次世代に継承するまち」の中での新居関跡保存整備事業といたしまして、女改め長屋復元整備工事に着手をし、伝統文化を生かし、湖西市にもっとも人と人を呼び込める施策を展開いたします。

また、これらの事業とあわせて市民の皆様の安全安心を守り、資源循環型社会を構築するため、「まちの姿4、自然と環境に配慮したきれいなまち」の中で、環境センターでのごみ焼却再開に向けての取り組みと並行して、平成10年に廃止をしました旧環境センターを解体し、ストックヤードとして整備に取り組んでまいります。

平成30年度一般会計予算案の主な取り組みにつきまして御説明を申し上げます。

今後も、社会保障経費の増加や公共施設の再配置等による施設の投資的経費の増加なども見込まれますが、市民の皆様とともに、中長期的な湖西市の将来ビジョンを描き、直面する課題に的確に対応し、就任2年目を迎える平成30年度におきましては、初心を忘れず、昨年度よりもさらに全力投球をしてま

いますので、皆様の御支援、御協力を賜りたいと存じます。

以上、平成30年度に向けましての私の市政に対する基本的な姿勢を述べさせていただきました。ありがとうございました。

1点、訂正をさせていただきます。

平成30年度予算案の国の経済見通しと市の財政状況の中で、普通交付税の合併算定替におきまして、平成30年度と31年度は2億円ずつ減収、平成32年度には交付されなくなるというところ、平成32年度のところを30年度と申し上げたところですが、平成32年度に交付されなくなるというふうに訂正させていただきます。失礼をいたしました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第4 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙を議題といたします。

島田正次君の議員辞職に伴い、欠員となっております浜名湖競艇企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることにいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。浜名湖競艇企業団議会議員に、高柳達弥君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高柳達弥君を、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました高柳達弥君が、浜名湖競艇企業団議

会議員に当選されました。

ただいま当選されました高柳達弥君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第1号 湖西市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第1号につきまして御説明を申し上げます。

本年3月31日をもって、現教育長の渡辺宜宏さんの任期が満了となります。

渡辺さんは、昨年、平成29年4月の就任以来、教育長として精力的に職務に務められており、人格、識見ともにすぐれた適任者でありますことから、引き続き教育長として任命をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第2号から日程第8 議案第4号までの湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件を一括

議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第2号から議案第4号までの3議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

公平委員会は、地方公務員の労働基本権が制限されていることから、その代償といたしまして中立的な立場で市の職員の利益の保護と公正な人事権の行使を補償する目的で、地方公務員法に基づき設置される準司法的な権限を持つ行政委員会でございまして、同法の規定により3人の委員で構成され、任期は4年となっております。

今回、荻野幸宏委員、片桐一成委員及び白井富士子委員の任期が、平成30年3月22日をもちまして満了となります。

3名の委員の皆様は、人格高潔で、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関する高い識見をお持ちであることから、適任者として引き続き選任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

初めに、議案第2号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第5号 湖西市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第5号につきまして御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日以降、農業委員会委員の選出方法が市長の任命制に変更され、任命に当たっては原則的に認定農業者等またはこれらに準ずる者が委員の過半数を占めるよう規定をされました。

本案につきましては、湖西市では認定農業者の数が少なく、委員の任命に著しく困難を生ずるため、例外として設けられております同法施行規則の規定により、認定農業者等またはこれらに準ずる者を、委員の少なくとも4分の1以上の割合とすることにつきまして、市議会の同意を求めるものでございま

す。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第5号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第5号は原案のとおり同意されました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第6号から日程第23 議案第19号までの湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第6号から議案第19号までの14議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日以降、農業委員会の委員の選出方法が市長の任命制に変更をされたことに伴い、14名の方を農業委員会の委員に任命をたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては市民経済部長から補足

説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長に補足説明を求めます。市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 補足説明をさせていただきます。

農業委員の選出方法につきましては、これまで選挙と市長選任の併用制となっておりますが、農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日から市議会の同意を得て市長が任命する任命制へ移行いたしました。

本市の農業委員は、任期満了日であります平成30年5月19日までは在任期間とする改正法の経過措置を適用しておりました。今回から改正後の農業委員会等に関する法律の適用を受けることとなります。

つきましては、農地利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができるとともに、農業に関する識見を有する14名の皆様を農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては平成30年5月20日から平成33年5月19日の3年間でございます。

同意をいただきたい14名の皆様は、三浦克明氏、豊田善久氏、内藤孝夫氏、藤井秀雄氏、内山吉朗氏、小原康司氏、飯田 健氏、野口磨里子氏、外山雅子氏、高柳邦彦氏、池田雅美氏、菅沼純一氏、跡見祥治氏、村田 融氏であります。このうち、三浦克明氏、藤井秀雄氏、高柳邦彦氏、菅沼純一氏の4名の方は認定農業者でございます。先ほど御同意をいただきました4分の1の割合を満たしております。以上で補足説明を終了いたします。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

初めに、議案第6号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第24 議案第20号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第20号につきまして御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及と高揚を図るため、各市町村に置かれているものでございます。

この委員は、法務大臣が委嘱し、任期は3年となっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は委員の推薦に当たり議会の意見を聞くこととなっております。

現在、本市の人権擁護委員は8名となっておりますが、清水 勝委員が平成30年6月30日をもって任期満了を迎えます。

清水さんは、平成24年から2期6年にわたり熱意をもって務めていただいておりますことから、適任者として再任をすべく、推薦をするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第25 議案第21号 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求めることについて及び日程第26 議案第22号 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第21号及び議案第22号につきまして一括して御説明を申し上げます。

水道工事2件について再入札を行うこととなりましたことから、工事を早期発注し完成をさせるため、債務負担行為について、それぞれ専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

補正予算の内容でございますが、議案第21号は国道301号青平地内配水管布設替工事の、議案第22号は鈴木自動車2号線西伝馬地内配水管布設替工事の

債務負担行為の補正を行ったものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

初めに、議案第21号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。議案第21号についてお尋ねをいたしたいと思っております。

本議案は、債務負担に関する議案でございますので、その必要性は認めるものでございます。ただ、債務負担をすることについて、関連がございますので、お尋ねをしたいと思っておりますが、この件はこの前説明がありましたように、積算ミスによる再入札に伴う案件だということでございます。一度入札が執行されまして、結果も公表されております。大変デリケートな対応が必要かとは思いますが、一点、気がかりな点がございまして、状況をお尋ねをしたいと思っております。

さきの説明では、一旦落札者が決定をし、当該業者は材料を発注済みであったということでございます。契約解除にかかわる話し合いの状況と、再入札をするということでございますので、そのこととの関連について、どのようにお考えをされているのか教えていただきたいと思っております。

デリケートな案件でございますので、本日、説明ができる、差し支えない範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） それでは答弁をお願いします。総務部長。登壇してをお願いします。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

現在、関係される業者の方と所管課のほうで協議を行っているところでございます。したがって、まだ結論のほうは出ておりません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） この件は、議案が承認をされて、再入札に付されるということでございますけれども、その再入札に至る時点でどういうふうな対応になってるかという、そういう心配もありますけれども、

いづれにしても慎重かつ誠意をもって対応されるようお願いをしたいと思います。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

そのほか、質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第21号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第21号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第22号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第22号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第22号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第27 議案第23号 湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第23号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴いまして、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されることに伴い、従来の県の条例に準じて、湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては健康福祉部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 補足説明をさせていただきます。

第1条は、この条例が介護保険法に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるという趣旨を規定するものでございます。

第2条は、この条例における用語の定義を定めるものであります。

第3条は、指定居宅介護支援等の事業の基本方針を規定するものであります。

第4条は、基準該当居宅介護支援に関する基準を、規則で定めることを規定するものであります。

第5条は、指定居宅介護支援事業者は法人でなければならないことを規定するものであります。

第6条は、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準は、規則で定めることを規定するものであり

ます。

第7条は、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、これも規則で定めることを規定するものであります。

附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行するものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第28 議案第24号 湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第24号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度の組織改編に伴い、関係する部の分掌事務を変更するものでございます。

この条例の施行日につきましては、平成30年4月1日からとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第29 議案第25号 湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第25号につきまして御説明を申し上げます。

まず初めに、今回の改正に至るまでの経緯を申し上げます。

平成26年12月議会におきまして、男女共同参画推進条例が議決をされるに当たり、多くの議論と御意

見があり、附帯決議をいただきました。さらに、平成29年2月には、総務経済委員会の調査報告を経て、提言書をいただいております。この附帯決議及び提言書の趣旨は、「条例第3条第6号に係る表現の見直し」と「条例全体にわたる条項の整理」の2点でございました。

この2点につきまして、男女共同参画審議会へ諮問を行い、その答申を踏まえて精査をした結果、このたび一部改正を行うものでございます。

第一に、第3条第6号につきましては、「妊娠、出産等に関し、女性みずからの決定が尊重され」という表現から、直接の身体的当事者である女性の意思を尊重した上で「相互に協力し合う」という趣旨の表現に見直し、男性も当事者意識をもって性に関する役割と責任を果たし、ともに協力し合うという基本姿勢を掲げる趣旨の条文に改正をいたしました。

次に、条例全体にわたる条項の整理につきましては、施策の基本的事項の厳選や構成の変更により、章数を5章から4章へ、条数を35条から20条に整理をした上、男女共同参画審議会の組織及び運営に係る詳細事項を規定した規則を新設したことが主な内容でございます。

そのほか、法制執務上の技術的観点から表現の簡素化を行っております。

なお附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第30 議案第26号 湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第26号につきまして御説明を申し上げます。

厳しい財政状況の中、経費の削減を図るため、国

内出張における日当を廃止する改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） 補足説明をさせていただきます。

議案書の37、38ページをごらんください。参考資料は24ページからとなります。

まず、条例本文の改正でございますが、第6条の改正は、日当を海外出張に限定するものでございます。

第11条及び第17条の改正は、国内出張の日当廃止に伴い、条文を削除するものでございます。

第21条の改正は、赴任に伴う着後手当について、国内出張の日当廃止に伴い減額するものでございます。

第22条の改正は、赴任に伴う扶養親族移転料について、国内出張の日当廃止に伴い減額するとともに、12歳未満の扶養親族の交通費相当額を実費額とするものでございます。

第23条の改正は、市内及び近隣地内の出張について、日当を支給しないと定めていたものを、日当の廃止に伴い条文を削除するものでございます。

次に附則の第1項は、本条例を平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の規定について、この条例の施行日以後に出発した出張に適用することを明文化したものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第31 議案第27号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第27号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、自治会、シルバー人材センター、社会福祉協議会等の公共的団体が普通財産を公用または公共の用に供する場合に、交換、譲与または減額譲渡ができるように条例を改正するものであり、あわせて字句の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第32 議案第28号 湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第28号につきまして御説明を申し上げます。

国民健康保険が平成30年度から県単位の広域化されることに伴いまして、国民健康保険給付等支払準備基金の設置目的を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、国民健康保険の療養の給付等の支給費は、県支出金で全額賄われ、後期高齢者支援金及び介護納付金の費用については、県が支払うこととなります。よって、これらの費用の支払いに不足が生じることがなくなることから、本基金につきましては国民健康保険税の上昇の抑制、保健事業や医療費適正化事業の促進など、国民健康保険の健全な運営を図るために活用できるよう、目的を改めようとするものでございます。

附則につきましては、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第33 議案第29号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第29号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は2点でございます。

まず1点目は、介護保険に関する改正でございます。介護サービス事業者につきまして、指定等の申請に要する手数料を徴収するに当たり、湖西市手数料徴収条例の一部を改めようとするものでございます。

詳細につきましては、後ほど健康福祉部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御説明を申し上げます。

2点目は、消防関係の改正でございます。総務省におきまして、直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動並びに審査1件当たりの備品費の増加を反映した改正を図るため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布されました。これに伴い、湖西市手数料徴収条例につきまして、所要の金額の改正を行うものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 介護保険に関する改正部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されることに伴いまして、従来、県においては申請手数料を徴収していること、また受益者負担の観点か

ら、今回手数料を徴収しようとするものであります。

あわせて、既に市が指定権者となっている地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者、第一号事業を行う指定事業者につきましても、申請時の取り扱いを統一するため、手数料の徴収を始めようとするものでございます。

なお、手数料の額につきましては、他市を参考に別表のとおりとするものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第34 議案第30号 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第30号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、新居地域センターの使用料につきまして、市の統一的な基準である、公の施設に関する使用料の設定基準に基づき算定し直した使用料に見直すものでございます。

また、ステージ演出のための舞台管理技術員派遣料につきましても、新たにその一部の受益者負担を規定しようとするものでございます。

さらに、これらに合わせて字句の整理を行うものでございます。

詳細につきましては新居支所長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 新居支所長に補足説明を求めます。新居支所長

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） 補足説明をさせていただきます。

議案書は46ページから48ページ、参考資料のほう

は42ページから45ページをごらんください。

初めに第7条の改正は、第8条の2で新たに別表を追加するため、既存の別表に番号を付番するものでございます。

次に第8条の改正のうち、第1号のほうは字句の整理、第2号は使用料の還付を受けられる使用の取り消し期限を、市内の他の施設に合わせまして使用日の5日前から3日前に改正するものでございます。

続きまして、第8条の2の追加でございます。舞台管理技術員の派遣に係る費用の受益者負担、免除及び還付について新たに規定をするものでございます。

第11条の改正は、字句の整理でございます。

別表の改正につきましては、今までの使用料を規定していた別表を別表第1とし、公の施設に関する使用料の設定基準に基づき算定をし直しました額を地域センター基本使用料とし、備考におきましては営業割り増し、市外者割り増し等を規定し、あわせて新たに舞台管理技術員の派遣に係る費用負担を別表第2として追加するものでございます。

附則につきましては、第1項で施行日を周年期間を設けて平成30年10月1日とするほかの規定でございます。また、第2項及び第3項では、改正後の使用料の納付等の行為が施行日前でもできること、また既に許可を受けている使用については、改正前の条例を適用すること等の経過措置を規定するものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第35 議案第31号 湖西市立図書館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第31号につきまして御説明を申し上げます。

公立図書館は、図書館法におきまして、入館料そ

他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないことが規定をされております。湖西市の図書館も当然、入館料等を徴収しておりませんし、視聴覚室等、図書館の施設の使用についても、同法の目的に沿う使用に限定するとともに、その使用料を無料としてまいりました。

しかし近年、市民会館の解体等に伴い広く一般の方々の使用できる会議室等が少なくなっていることから、また施設を効率的に運用するためにも、これまで限定をされていた公の施設の使用の対象者を広げ、少しでも多くの施設を多くの方々が使用できるよう、全庁的に見直しを進めてまいりました。その使用料につきましても受益者負担の原則に基づき、統一的な算定基準を定めるよう検討を重ねてまいりました。

今回の改正は、この検討の結果、図書館の施設をその対象の一つとして、広く一般の方々が使用できるようにし、その使用に当たっては使用料を徴収できるよう、使用料の額その他必要な事項を規定しようとするものでございます。また、これに合わせて字句の整理も行っております。

使用料は、周知期間を考慮し、平成30年10月1日以後の使用に係るものから徴収することとしたいと存じます。

なお、詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） それでは補足説明をさせていただきます。

第3条第1号の改正は字句の整理で、「図書館資料」の用語の定義を図書館法に規定する定義に合わせようとするものでございます。

同条第3号及び第5号の改正は、字句を整理するものでございます。

新たに追加する第4条は、図書館施設を3つの時間帯区分で貸し出しをすることに伴い、開館時間との関係が明確になるよう、これまで教育委員会規則

で規定していた開館時間を条例で規定するものでございます。また休館日については、これまでどおり教育委員会規則で定めるということを明示いたしました。これに伴い、第4条及び第5条を1条ずつ繰り下げております。

条を繰り下げる前の第4条の改正は、字句を整理するものでございます。

同じく条を繰り下げる前の第5条の改正は、これまで視聴覚室等の施設を使用できる対象者を図書館ボランティア登録団体及び教育委員会の指定する社会教育団体に限定していたものを、広く一般の方々を使用できるよう改めるとともに、使用を許可しない場合や使用許可に条件を付することができることを規定してございます。

新たに追加する第7条は、使用料に関する規定で、使用料は原則前納とし、特別な理由があるときには減免できるものとするものでございます。

新たに追加する第8条は、使用料の還付に関する規定で、原則還付しないこととするものでございます。

このほか、新たに追加する第9条は目的外使用、使用権譲渡等の禁止、第10条は造作等の制限、第11条は使用許可の取り消し等、第12条は原状回復の義務に関する規定であります。これに伴い、第6条から第13条までの規定は、7条ずつ繰り下げております。

また、条を繰り下げる前の第6条及び第11条第3項の改正は、字句を整理するものでございます。

別表は、使用許可を必要とする施設及び使用料の額を規定するものであります。使用料は2時間30分ごとの3つの時間帯ごとに規定し、市外料金を割り増しするものでございます。

附則第1項は施行期日の規定で、この改正条例の施行期日を平成30年10月1日とするものでございます。

附則第2項及び第3項は経過措置に関する規定で、施行日以降の日の施設の使用許可及びこれに必要な行為は施行日前においてもできること、また、この許可に関し禁止されている行為は施行日前においてもしてはならないことを規定し、これらの規定は附

則第1項のただし書きで平成30年7月1日から施行することを規定して、3カ月前から申請ができるようにいたしました。補足説明は以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで昼の休憩といたしたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第36 議案第32号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第32号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い生じた項ずれを解消するために、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第37 議案第33号 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第33号につきまして御説

明を申し上げます。

今回の改正は、子ども医療費助成の対象範囲を、従来の「中学生まで」から「高校生相当年齢まで」に拡大しようとするものでございます。

内容といたしまして、第2条第1号に定める「子ども」の定義を、「出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日」から、「出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日」に改めるものでございます。

また、学校等で起きた災害により治療を受けた場合の医療費につきまして、これまで取り扱いが不明確でありましたため、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付を優先し、子ども医療における助成は行わないことを明記するものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行をし、第2条第1号の助成対象を高校生相当年齢まで拡大する改正は平成30年10月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第38 議案第34号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第34号につきまして御説明を申し上げます。

湖西市老人福祉センターは老人福祉法の規定に基づき、高齢者の健康増進、教養の向上等に寄与する施設として設置をされており、その使用は60歳以上の高齢者とし、使用料は国の通達等に基づき無料としておりました。

しかしながら、市の公共施設利用対象者の拡大の方針に基づきまして、老人福祉センター本来の設置目的は維持をしつつ、管理運営上支障のない範囲で

60歳未満の方々も使用をできるようにし、その使用者から使用料を徴収ができるよう、使用料の額その他必要な事項を規定しようとするものでございます。また、これに合わせて字句の整理等を行うものです。

詳細につきましては健康福祉部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 補足説明をさせていただきますので、参考資料の54ページをごらんいただきたいと思っております。

第3条及び第4条の改正は、字句を整理するものです。

第5条の改正は、字句を整理するもの及び利用者対象者拡大を図るため、ただし書きを改めるものでございます。

第6条の改正は字句を整理するものです。

新たに追加する第7条は、使用料に関する規定で、第1項では60歳以上の使用者に対する使用料は無料とし、第2項では第5条ただし書きにより使用許可を受けた者の使用料を別表により定めるとともに、納付の時期を定めるものでございます。第3項は使用料の減額または免除について定めるものです。

新たに追加する第8条は、使用料の還付について定めるものです。

条を繰り下げる前の第7条の改正は、使用の制限に関する規定で、新たに、暴力団員等の使用、政治的または宗教的な活動、営利を図る目的などの使用を許可しない規定を追加するものです。

新たに追加する第10条は、目的外の使用や使用権の譲渡等の禁止について定めるものです。

条を繰り下げる前の第8条の改正は、第1項では使用許可の取り消し等に関して新たに規定を追加し、第2項は字句を整理するものです。

条を繰り下げる前の第9条の改正は、字句を整理するものです。

別表は、使用許可を必要とする施設の使用料の額を規定するものです。使用料は1時間当たりとし、

市外料金は割り増しとするものです。

附則第1項は施行期日の規定で、周知期間を考慮し、この改正条例の施行期日を平成30年10月1日とするものです。

附則第2項及び第3項は経過措置に関する規定で、施行日以後の日の施設の使用許可及びこれに必要な行為は施行日前においてもできること、また、この許可に関し禁止されている行為は施行日前においてもしてはならないことを規定し、これらの規定は附則第1項のただし書きで平成30年7月1日から施行することを規定し、3カ月前から申請ができるようにするというものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第39 議案第35号 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第35号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、公営住宅法の一部改正により、認知症患者、知的障害者等である市営住宅入居者の収入申告義務の緩和につきまして、湖西市営住宅管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第40 議案第36号 湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第36号につきまして御説明を申し上げます。

現在、介護浴室を除く湖西市健康福祉センターの貸し館施設につきましては、利用者を健康福祉の推進に寄与する団体に限った上で、無償で貸し出しを行っております。

本案は、市の公共施設利用対象者拡大の方針に基づき、健康福祉センター本来の設置目的は維持しつつ、管理運営上支障のない範囲で利用対象者を拡大するとともに、受益者負担の観点から使用料を徴収ができるよう、使用料の額その他必要な事項を規定しようとするものでございます。

なお詳細につきましては健康福祉部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 涉登壇〕

○健康福祉部長（山本 涉） 補足説明させていただきます。参考資料は60ページをごらんください。

第3条の改正は、事業に関する規定を削除し、これまで規則で規定していた開館時間及び休館日について、他の施設の条例と同様に、条例で定めようとするものです。

第4条の改正は、字句を整理するものです。

第5条の改正は、字句を整理するもの及び暴力団員等による使用を制限する規定を追加するものです。

第6条の改正は、字句を整理するものです。

第7条の改正は、第1項では使用料の納付について定め、第2項では使用料の減額または免除について定めるものです。

新たに追加する第8条は、使用料の還付について定めるものです。

条を繰り下げる前の第8条の改正は、見出しについて字句を整理するものです。

別表は貸し館の対象とする施設及びその使用料の額を規定するものです。使用料は1時間当たりとし、市外料金を割り増しとするものです。

附則第1項は施行期日の規定で、周知期間を考慮し、この改正条例の施行期日を平成30年10月1日からとするものです。

附則第1項ただし書きの第1号は、使用制限に関する規定は公布の日より施行することを定めるものです。

附則第1項ただし書きの第2号及び附則第2項は経過措置に関する規定で、施行日以後の日の施設の使用許可及びこれに必要な行為は施行日前においてもできることを規定し、施行期日を平成30年7月1日とするものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第41 議案第37号 湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第37号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、受益者負担の観点から入出火葬場の使用料を徴収するよう改め、市内火葬場使用料の統一を図るため、新居斎場の料金に合わせるものでございます。

また、使用料の表を市内と市外とに分け、それぞれの区分の定義を明確にすることで、わかりやすい料金表に改めるものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第42 議案第38号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第38号につきまして御説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年10月12日に公布され、平成30年4月1日から施行されます。

これに伴いまして、湖西市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、今回、提案をさせていただくものでございます。

改正の内容は、国民健康保険が平成30年度から県単に広域化されることに伴い、県も市とともに国民健康保険を運営していくため、本条例の国民健康保険につきましては本市が行う国民健康保険の事務であることを明記しようとするものでございます。

附則につきましては、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第43 議案第39号 湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第39号につきまして御説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布されたことを受け、改正された高齢者の医療の確保に関する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容は、保険料を徴収すべき被保険者について、国民健康保険において住所地特例の適用を受

け、従前住所地の被保険者とされている者が75歳年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合には、引き続き従前住所地の後期高齢者医療の被保険者とするものでございます。

施行日は平成30年4月1日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第44 議案第40号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第40号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市介護保険条例第3条において規定する介護保険料の基準額及び所得段階を区分する指標である基準所得金額について改めるものでございます。

あわせて、同条例第15条において規定する罰則規定の対象者につきまして、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。

詳細につきましては健康福祉部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 補足説明させていただきます。参考資料は73ページをごらんください。

介護保険料の基準額の改正につきましては、平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期湖西市介護保険事業計画において、今後3年間の湖西市における介護サービス等の必要量の推計を行った結果、その財源となる介護保険料の基準額については増額が必要と判断されたため、月額4,600円から月

額5,000円に変更し、湖西市介護保険条例第3条各項を改正するものでございます。

また、介護保険法施行規則の改正に伴いまして、平成30年4月1日から基準所得金額が改正されるため、同条例第3条第3項中「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「290万円」を「300万円」に改めるものであります。

加えて、介護保険法の改正に伴いまして、これまで市町村の質問検査権の対象となっていなかった「第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者」について、その対象となるよう範囲が拡大され、これらの者に対しても条例で10万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされました。これに伴いまして、本条例の第15条において規定する罰則規定の対象者について、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第15条の改正規定については公布の日から施行しようとするものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第45 議案第41号 湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第41号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例

において規定している指定介護予防支援事業者が、事業の運営に当たって連携に努める者の規定を改正しようとするものでございます。

厚生労働省令の改正に伴いまして、第3条第4項中に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を追加し、厚生労働省令との整合を図ろうとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第46 議案第42号 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第42号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例において規定をしている地域密着型サービスの事業の人員や設備及び運営に関する基準につきまして、共生型地域密着型サービスを加えようとするものでございます。

厚生労働省令の改正に伴いまして、平成30年4月1日から地域密着型通所介護に共生型地域密着型サービスが追加されるため、共生型地域密着型サービスについての規定を追加し、厚生労働省令との整合を図ろうとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第47 議案第43号 湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第43号につきまして御説明を申し上げます。

市では、公の施設の使用料につきまして、受益者負担の原則に基づき統一的な算定基準を定めるよう検討を重ねてまいりました。今回の改正は、この検討の結果、構造改善施設の使用料を増額しようとするものでございます。また、これに合わせてほかの公の施設との条例と整合がとれるよう条文を追加するとともに、字句の整理も行っております。

新たな使用料は、周知期間を考慮し、平成30年10月1日以後の使用に係るものから適用することとしたいと存じます。

詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 補足説明させていただきます。参考資料は78ページからでございます。ごらんください。

新たに追加する第3条及び第4条は、これまで規則で規定していた構造改善施設の使用時間及び休館日について、他の公の施設の条例と同様に条例で定めることとしたものでございます。

同じく新たに追加する第5条は、入館の制限の規定でありまして、図書の貸し出しなど、貸し館以外の利用がある公民館、図書館の例に倣って規定しようとするものです。これに伴い、第3条以降の条を3条ずつ繰り下げております。

以後の説明については、条を繰り下げる前の条で説明をさせていただきます。

第3条の改正は、項を追加して、他の公の施設の条例と同様に、使用許可に条件を付すことができるよう規定するものです。

第4条第3号の改正は、北部地区多目的研修集会施設の講座室、和室1及び和室2について、営利を図る目的で 사용할ことができるよう定めるものであります。これらの施設は、もとの農協の施設でありまして、その使用については特に制限がないことから、今回使用の枠を広げようとするものでございます。また、同条に新たに追加する第4号は、暴力団員等の使用を制限する規定でありまして、湖西市暴力団排除条例の趣旨に従い、他の公の施設の条例と同様に定めようとするものでございます。

同条のそのほかの改正、第5条から第7条並びに第9条及び第10条の改正は、字句を整理するものでございます。

別表の改正は、10月1日以降の使用に係る料金を規定するものでございます。ホール等の使用料につきましては、調理台の使用料を廃止するとともに、おおむねこれまでの倍額の料金とさせていただきます。また、施設備えつけ物品については、卓球台の使用料は据え置きとし、新たに発酵機を追加し、その使用料を1日当たり110円としようとするものでございます。

附則第1項は施行期日の規定で、この改正条例の施行期日を平成30年10月1日とするとともに、暴力団員等の使用の制限の規定については公布の日から直ちに施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は経過措置に関する規定で、新たな使用料の規定はこの条例の施行日である平成30年10月1日以降の日の使用に係る使用料について適用し、施行日前においても使用料を納付できることを定め、附則第1項においてこの附則第2項の規定を平成30年7月1日から施行しようとするものでございます。補足説明は以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第48 議案第44号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第44号につきまして御説明を申し上げます。

本条例は、湖西市における新規企業立地等を促進し、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的に、平成18年4月1日付で制定をいたしました。以後、新規の工場進出や市内企業の事業拡張など、17の企業に支援を行ってまいりました。

この制度の協調制度となっております静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱が平成29年11月に改正をされたことから、要件の緩和等を行いました県の制度に準じ、本条例についても一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては市民経済部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長に補足説明を求めます。市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それでは補足説明をさせていただきます。参考資料のほう、85ページから89ページとなりますのでごらんください。

本条例に基づき交付しております企業立地促進奨励金は、ものづくりのまち湖西市が、厳しい経済状況のもとで企業の誘致や既存企業の事業拡張等を推進していく上で有効な制度でございます。重要な役割をまた果たしているところであります。今回の改正では、協調制度となっております県制度と整合を図ることにより、さらなる雇用機会の拡大や成長が期待できる新たな産業の誘致にも積極的に取り組めるようにするものでございます。

それでは内容について御説明いたします。

第5条の改正は、指定要件の規定を緩和するために改正するものです。本条例による奨励金の指定を受けることができる基準につきましては、1企業1回が原則でございますが、地域経済の活性化に資す

る工場等の新設や増設にあつては複数回の指定を受けることが可能となっております。しかしながら、複数回の指定要件につきましては10人以上の雇用増かつ30億円以上の投資と、指定の基準が高く、対象が大企業中心となっていることもありました。地元の中企業が設備投資等をしやすくするため、高い指定条件の規定が記載されていた同条第3項を削るものでございます。

次に別表第1の改正は、製造事業及び物流関連事業の指定要件に小規模企業者の従業員数を明確化するとともに、雇用数が減少しなければ生産性の向上のみでも要件として認めること、また、複数回指定要件となる設備投資の額を製造事業及び物流関連事業では5億円、研究所及び特定サービス事業では1億円以上とする規定を加え、従前よりも条件を緩和しようとするものでございます。

附則といたしましては、本条例は平成30年4月1日から施行し、施行日の前に申請のあったものにつきましては従前のおりとしようとするものでございます。補足説明は以上です。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第49 議案第45号 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第45号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、都市公園法施行令の改正により、都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を条例で定める必要が生じ、湖西市都市公園条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回、条例で定める運動施設率は都市公園法施行令の参酌基準であります100分の50を適用し、その率を超えてはならないよう規定するもので、公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議

を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第50 議案第46号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第46号につきまして御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年2月7日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、本市の条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額につきまして、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に合わせ、「配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者」は、1人につき217円、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」は、1人につき333円とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第51 議案第47号 浜名学園組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第47号につきまして御説明を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項を、第18項とする改正が行われるため、浜名学園組合規約の一部を改めるものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日からとなります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第52 議案第48号 平成28年度住吉地区命山整備工事の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第48号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、平成28年9月13日に議決をいただき、現在工事を進めております平成28年度住吉地区命山整備工事につきまして、工事内容の変更に伴い、151万7,400円を減額し、契約金額を2億7,604万2,600円に変更しようとするものでございます。

主な変更理由といたしましては、土砂運搬車両の運搬計画の見直しにより、交通誘導員の縮減が可能となったこと等によるものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第53 議案第49号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第49号につきまして御説明を申し上げます。参考資料の95ページをごらんいただければと思います。

本路線につきましては、都市計画道路大倉戸茶屋

松線の一部となります。国道1号浜名バイパス大倉戸インターチェンジから浜名湖西岸土地地区画整理事業地内までを結ぶ路線として新たに市道として認定をするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時11分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第54 議案第50号 平成29年度湖西市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第50号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,951万円を減額し、総額を213億5,942万5,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容を申し上げますと、市税、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入を増額し、国庫支出金、繰入金、市債を減額するものでございます。

歳出の主な内容を申し上げますと、公共施設整備推進のため、公共施設整備基金への積立金を増額、土地開発公社所有の土地を買い戻すための土地購入費を計上、介護・訓練等給付費に不足が見込まれるため、扶助費を増額し、新所原駅周辺まちづくり事業、住吉地区命山整備事業、道路改良事業等の事業費確定に伴い、入札差金や事業進捗による不用な額を減額するものでございます。

また、債務負担行為の追加3件、歳入歳出予算の補正に合わせて地方債の変更3件、繰越明許費5件を予定しております。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） 補足説明をさせていただきます。

議案書の93ページをお開き願います。

初めに、第2表、債務負担行為の補正について御説明いたします。

平成30年度廃棄物処分場水質分析業務は、笠子・新居廃棄物処分場の放流水、井戸等の水質分析について、債務負担行為の設定をするものでございます。期間は平成29年度から平成30年度まで、限度額は400万円でございます。

平成30年度環境センター環境測定業務は、騒音、振動、悪臭等の環境分析業務について、債務負担行為の設定をするものでございます。期間は平成29年度から平成30年度まで、限度額は254万7,000円でございます。

平成30年度通信指令装置保守点検業務は、消防通信指令装置の点検について、債務負担行為の設定をするものでございます。期間は平成29年度から平成30年度まで、限度額は1,892万7,000円でございます。

次に、第3表、地方債の補正について御説明いたします。

道路整備事業及び新所原駅周辺まちづくり事業に係る起債の限度額を減額し、地震対策事業に係る起債の限度額を増額しようとするものでございます。

続きまして、第4表、繰越明許費について御説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、年度内にその支出が終わらない見込みの5事業、4億3,519万6,000円を翌年度に繰り越しをさせていただきます。

続きまして、歳入歳出予算補正について御説明いたします。議案書は91ページからとなります。

初めに歳出について御説明をいたします。

なお、人件費につきましては各目での説明を省略し、一括して最後に説明をさせていただきます。

それでは、補正予算に関する説明書14、15ページをごらんください。参考資料は99ページからとなり

ます。

2款1項4目財政管理費の財政調整基金積立金の補正額は42万9,000円の減額で、基金利子の確定に伴い積立金を減額するものでございます。

次に、公共施設整備基金積立金の補正額は1億175万1,000円の増額で、後年度における公共施設整備推進のため、積立金を増額するものでございます。

7目財産管理費の財産管理経費の補正額は4,800万円の増額で、市の依頼に基づき取得した湖西市土地開発公社所有の土地を買い戻すため、土地購入費を計上するものでございます。

8目交通安全対策費の公共交通推進費の補正額は106万4,000円の増額で、コーちゃんバスの負担金に不足が見込まれるため、負担金を増額するものでございます。

16、17ページをごらんください。

3款1項3目国民健康保険費の国民健康保険事業費の補正額は813万3,000円の増額で、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の決定に伴い、繰出金を増額するものでございます。

7目老人福祉費の地域福祉基金積立金の補正額は385万円の増額で、寄附金の受け入れに伴い積立金を計上するものでございます。

10目自立支援給付費の補正額は5,000万円の増額で、利用者の増加に伴い、介護・訓練等給付費の不足が見込まれるため、扶助費を増額するものでございます。

11目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業費の補正額は153万8,000円の減額で、保険基盤安定負担金の減額に伴い繰出金を減額するものでございます。

次に、後期高齢者健康診査事業費の補正額は244万3,000円の減額で、平成29年度後期高齢者健康診査の受診実績の確定に伴い委託料を減額するものでございます。

2項1目児童福祉総務費の交通遺児等愛育事業費の補正額は52万1,000円の増額で、寄附金の受け入れに伴い積立金を計上するものでございます。

18、19ページをごらんください。

子育て支援センター運営事業費の補正額は1万9,000円の増額で、平成28年度子ども・子育て支援

交付金事業の精算に伴い国庫補助金の返還金を計上するものでございます。

2目母子福祉費の母子家庭等自立支援事業費の補正額は94万9,000円の増額で、平成28年度児童扶養手当給付費の精算に伴い国庫負担金の返還金を計上するものでございます。

3目保育所費の民間保育所等施設型給付費の補正額は542万5,000円の増額で、施設型給付費の単価改正等に伴う扶助費の増額、及び平成28年度施設型給付費の精算に伴い国庫負担金の返還金を計上するものでございます。

次に、民間保育所助成事業費の補正額は886万6,000円の減額で、民間保育園等の保育対策事業の実績の伴う補助金の減額、及び平成28年度子ども・子育て支援交付金事業の精算に伴い国庫及び県補助金の返還金を計上するものでございます。

20、21ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費の健康福祉センター管理運営費の補正額は96万3,000円の増額で、経年劣化による不良箇所の施設修繕及びトプライト周辺から雨漏りが発生したため、修繕料を増額するものでございます。

2目健康増進費の母子保健費の補正額は2万3,000円の増額で、平成28年度子ども・子育て支援交付金事業の精算に伴い国庫補助金の返還金を計上するものでございます。

6款1項7目土地改良費の土地改良整備費の補正額は1,660万5,000円の減額で、県施行による新居排水機場保全対策事業及び浜名湖西部地区広域農道整備事業の事業実績に伴い、建設負担金を減額するものでございます。

22、23ページをごらんください。

7款1項1目商工業振興費の商工業振興対策費の補正額は220万円の減額で、技術自主開発事業費補助金の確定に伴い、補助金を減額するものでございます。

3目観光費の新居弁天今切体験の里管理運営事業費の補正額は1,000万円の増額で、台風21号被害により損壊した新居弁天橋を復旧するため、工事請負費を計上するものでございます。

8款1項1目土木総務費の土木総務関係経費の補正額は370万円の減額で、道路維持補修事業において用地交渉が不調になったことに伴い土地購入費を減額するものでございます。

2項2目道路維持費の道路施設管理運営費の補正額は1,500万円の減額で、道路街路樹の植栽管理業務の入札差金による不用額、及びJR跨線橋の点検方法等業務の見直しに伴い委託料を減額するものでございます。

24、25ページをごらんください。

3目道路新設改良費の道路改良費の補正額は6,950万2,000円の減額で、新所原笠子線道路改良事業に伴う土地購入費の不用額、新所原駅嵩山線道路改良事業に伴う工事請負費及び補償金の不用額、上ノ原藤ヶ池線跨線橋道路改良事業に伴う委託料及び道路関係経費に伴う手数料の不用額をそれぞれ減額するものでございます。

4項1目都市計画総務費の都市計画総務関係経費の補正額は2億5,194万5,000円の減額で、新所原駅自由通路及び南北駅前広場工事等に伴う入札差金等により委託料、工事請負費、土地購入費及び補償費をそれぞれ減額するものと、市民等から新居関所周辺まちづくり事業補助金の申請がないため、補助金を減額するものでございます。

26、27ページをごらんください。

4目公園費の公園施設管理運営費の補正額は600万円の減額で、公園の植栽管理業務の入札差金による不用額を減額するものでございます。

5目土地区画整理事業推進費の土地区画整理事業費の補正額は783万円の減額で、浜名湖西岸土地区画整理事業に伴う手数料及び測量設計業務の入札差金による不用額を減額するものでございます。

5項2目住宅建設費の住宅整備費の補正額は403万2,000円の減額で、市営栄町住宅A棟外壁改修工事の入札差金による不用額を減額するものでございます。

28、29ページをごらんください。

7項1目港湾費の港湾施設管理運営費の補正額は900万円の減額で、県施行による浜名港整備の事業実績に伴い建設負担金を減額するものでございます。

9款1項5目地震対策費の地震対策関係経費の補正額は3,114万円の減額で、住吉地区命山津波避難施設に係る工事請負費の入札差金による不用額、及び民間から津波避難施設整備補助金の申請がないため、補助金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、通信施設整備費の補正額は700万円の減額で、同報無線子局デジタル化工事の入札差金による不用額を減額するものでございます。

30、31ページをごらんください。

10款1項2目事務局費の豊田佐吉翁記念奨学金事業費は1,000万円の増額で、寄附金の受け入れに伴い積立金を計上するものでございます。

3項1目学校管理費の中学校施設管理運営費は16万9,000円の増額で、新年度における新居中学校の特別支援教室が1クラスふえることに伴い、必要な物品を購入するため、消耗品及び備品購入費を増額するものでございます。

4項1目幼稚園費の幼稚園総務費の補正額は52万4,000円の増額で、平成28年度新居幼稚園緊急一時預かり事業の国庫補助金の精算に伴い返還金を計上するものでございます。

32、33ページをごらんください。

6項9目図書館費の中央図書館管理運営費の補正額は592万6,000円の増額で、施設使用の増加に伴い電気料金に不足が見込まれるため、光熱水費を増額し、11月の特殊建物定期点検において危険性が指摘された外壁等について早急に改修する必要が生じたため、委託料を計上するものでございます。

7項1目保健体育総務費のアメニティプラザ管理運営費の補正額は105万5,000円の増額で、プールの男女更衣室に設置したすのこが経年劣化により損傷が大きく、利用者の安全性の確保から現況のすのこ全部を買いかえるため、備品購入費を増額するものでございます。

最後に、人件費は934万8,000円の増額でございます。主なものは育休等による職員給、職員手当等の減額、及び今年度退職者に係る退職手当等を増額するものでございます。

以上、歳出の補正額は1億7,951万円の減額でございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

補正予算に関する説明書4、5ページをごらんください。また、参考資料は96ページからでございます。

1款1項2目法人市民税現年課税分の補正額は3億9,720万8,000円の増額で、今回の補正必要額を増額するものでございます。

14款1項3目民生費国庫負担金の補正額は2,619万6,000円の増額で、保険基盤安定負担金の決定及び介護・訓練給付費の増額に伴い国庫負担金を増額するものでございます。

2項3目民生費国庫補助金の補正額は600万円の減額で、民間保育園等の保育所等整備交付金の実績に伴い国庫補助金を減額するものでございます。

8目土木費国庫補助金の補正額は2億2,154万1,000円の減額で、新所原笠子線道路改良事業、新所原駅嵩山線道路改良事業、道路維持補修事業、新所原駅周辺まちづくり事業、及び市営栄町住宅A棟外壁改修事業において、各事業の交付決定等に伴い国庫補助金を減額するものでございます。

9目消防費国庫補助金の補正額は1,846万円の減額で、津波避難施設及び同報無線子局デジタル化工事に対する国庫補助金の交付決定により減額するものでございます。

6、7ページをごらんください。

15款1項3目民生費県負担金の補正額は1,562万7,000円の増額で、保険基盤安定負担金の決定及び介護・訓練給付費の増額に伴い県負担金を増額するものと、後期高齢者保険基盤安定負担金の減額に伴い県負担金を減額するものでございます。

2項7目商工費県補助金の補正額は450万円の増額で、新居弁天棧橋復旧工事の内示に伴い、県補助金を増額するものでございます。

9目消防費県補助金の補正額は433万1,000円の減額で、津波避難施設に対する県補助金の交付決定及び同法無線子局デジタル化工事に対する県補助金の決定に伴い、県補助金を減額するものでございます。

16款1項2目利子の補正額は29万7,000円の減額で、各種基金の利子確定の伴い減額するものでございます。

8、9ページをごらんください。

2項1目不動産売払収入の補正額は5,084万2,000円の増額で、市有地の売り払い実績に伴い増額するものでございます。

17款1項6目民生費寄附金の補正額は437万1,000円の増額で、地域福祉基金1件及び交通遺児等福祉事業基金へ3件の寄附金を計上するものでございます。

10目教育費寄附金の補正額は1,000万円の増額で、豊田佐吉翁記念奨学基金1件の寄附金を計上するものでございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は6億円の減額で、財政健全化のために財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

4目公共施設整備基金繰入金の補正額は5,000万円の減額で、公共施設整備推進のため、公共施設整備基金へ繰り戻すものでございます。

10、11ページをごらんください。

19款1項1目繰越金の補正額は383万2,000円の増額で、平成28年度繰越金の残額を計上するものでございます。

20款5項1目競艇事業収入の補正額は3億2,000万円の増額で、平成28年度競艇事業配分金の決定により増額するものでございます。

20款6項2目雑入の補正額は445万7,000円の減額で、平成29年度後期高齢者健康診査の受診実績の確定に伴う県後期高齢者医療広域連合納入金の減額、及び各種事業の確定の伴い静岡県市町村振興事業等助成金を減額するものでございます。

21款1項8目土木債の補正額は1億1,070万円の減額で、道路整備事業に伴う市債及び新所原駅周辺まちづくり事業に伴う市債を減額するものでございます。

12、13ページをごらんください。

9目消防債の補正額は370万円の増額で、津波避難施設整備事業に伴う市債を増額するものでございます。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の1億7,951万円の減額でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第55 議案第51号 平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第51号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,481万6,000円を増額し、総額を64億8,925万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出につきまして、退職被保険者等の減少に伴い療養給付費を1,000万円減額しようとするもの、一般被保険者の高額療養費を900万円増額しようとするもの、前期高齢者納付金等の額が決定したことに伴い、納付金を増額し、拠出金を減額しようとするもの、今後の事業に活用できるよう基金に1億円を積み立てしようとするもの、療養給付費等負担金等の確定に伴い償還金を増額しようとするものでございます。

歳入につきましては、高額医療費拠出金の決定に伴い国及び県負担金を減額しようとするもの、療養給付費の減額に伴い療養給付費等交付金を減額しようとするもの、事業の決定に伴い保険財政共同化安定事業交付金を減額しようとするものでございます。また繰入金は、一般会計繰入金を増額し、基金繰入金を減額しようとするものでございます。

不足する補正財源といたしましては、前年度繰越金を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第56 議案第52号 平成29年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第52号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万8,000円を増額し、総額を41億8,547万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、介護給付費準備基金の運用利子収入の増加に伴い、積立金を3万8,000円増額しようとするものでございます。

補正の財源といたしましては、運用利子収入を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第57 議案第53号 平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第53号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ590万9,000円を増額し、総額を6億920万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、被保険者数及び滞納繰越分保険料等の増加により、保険料収入が当初予算を上回る見込みとなりましたため、広域連合へ納付する後期高齢者医療保険料の負担金を増額、及び広域連合による後期高齢者医療保険料の再試算の結果、保険基盤安定負担金を減額、並びに過年度更正の増加に伴う還付金を増額しようとするものでございます。

補正の財源といたしましては、後期高齢者医療保険料及び広域連合還付金を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第58 議案第54号 平成

29年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第54号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度湖西浄化センター水質管理業務を早期発注するための債務負担行為を追加しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第59 議案第55号 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第55号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を340万円増額し、総額を11億4,210万円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、今年度の事業活動により支払う消費税が不足する見込みとなりましたので、増額をしようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第60 議案第56号 平成30年度湖西市一般会計予算、日程第61 議案第57号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算、日程第62 議案第58号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計予算、日程第63 議案第59号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第64 議案第60号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計予算、日程第65 議案第61号 平成30年度湖西市水道事業会計予算及び日程第66 議案第62号 平成30年度湖西市病院事業会計予算の7件を一括議

題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第56号から議案第62号までの7議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

平成30年度の各会計予算の総額は391億5,757万9,000円で、前年度に比べ2.1%の減少といたしました。

それでは、各会計ごとに御説明をさせていただきます。

議案第56号 平成30年度湖西市一般会計予算は、205億円で、前年度に比べ4.0%の減といたしました。

歳入について申し上げますと、市税収入につきましては平成29年度の課税標準額を基礎とし、また過去の収入状況や市内企業の動向調査などを踏まえ、市税全体としては前年度とほぼ同程度、対前年度比で0.2%の増収を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、平成29年度まで継続して行われました大型建設事業が完了するとともに、事業の進捗に合わせ補助金が減少することから、対前年度比6.8%の減として見込みました。地方交付税につきましては、合併算定替による段階的縮減に伴い、前年度比38.1%の減といたしました。繰入金につきましては、事業推進のため公共施設整備基金から繰り入れるほか、将来の財政需要に備え、計画的に財政調整基金を活用し、必要な財源を確保するため、対前年度比0.4%の減といたしました。

次に歳出について申し上げます。新・総合計画に基づく7つのまちの姿を目指し、計画推進のための各種事業を展開していくこととし、幸福度日本一のまちづくりを目指し、子育て支援の充実、産業の振興、観光・シティプロモーションの推進の取り組みに着目した事業の展開や諸施策の充実を図ることといたしました。

続きまして、特別会計について御説明を申し上げます。

議案第57号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は56億4,300万円で、前年度と比べまして12.5%の減といたしました。

国民健康保険が平成30年度から県単位の広域化されることに伴いまして、県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となるとともに、市も引き続き被保険者に身近な業務を担ってまいります。保険給付費に必要な資金は県から交付を受ける一方で、徴収した国民健康保険税は基本的に県に国民健康保険事業費納付金として納付をいたします。

主な歳出につきましては、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金で、歳出総額の98.3%を占めております。

歳入につきましては、国民健康保険事業基金の活用により、保険税率は据え置くこととしたほか、県支出金等につきましては制度に定められた基準に基づく適正な計上に努め、新たな制度に対応した事業運営ができるよう予算編成を行いました。

次に、議案第58号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は39億8,494万3,000円となり、前年度と比較しまして0.9%の減といたしました。

主な歳出は介護給付費で、歳出総額の91.0%を占めております。

平成30年度は第7期介護保険事業計画の1年目に当たります。地域包括ケアシステムの推進に向け、新総合事業及び包括的支援事業による介護予防生活支援サービスの充実に努めてまいります。

また、要介護認定者には必要なサービスが十分に提供できるよう、介護サービスの充実、質の向上及び基盤整備に引き続き努めてまいります。

次に、議案第59号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は6億6,683万4,000円とし、前年度と比べ10.7%の増でございます。

次に、議案第60号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成30年度より地方公営企業法の一部適用に当たる財務規定等を適用し、公営企業会計に移行をいたしました。

予算総額は25億6,022万2,000円といたしました。

平成30年度の事業といたしましては、さらなる生活環境の改善、公共用水域の保全のため、引き続き管渠整備を進めるとともに、下水道施設の長寿命化を目指し、適切な修繕を行ってまいります。また、下水道事業の健全経営を目指すために効率的な事業運営の推進に努めてまいります。

次に、議案第61号 平成30年度湖西市水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は総額15億8,073万9,000円で、前年度に比べ3.4%の減といたしました。

平成30年度の事業といたしましては、安全で安心な水を安定的に供給できるよう、引き続き配水管の耐震化を進めるとともに、水道施設の設備更新、修繕を適切に行ってまいります。また、水道事業の健全経営を維持するために、効率的な事業運営を図ってまいります。

次に、議案第62号 平成30年度湖西市病院事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額につきまして、入院外来収益は患者数の実績をもとに医師のヒアリングを行い積算をいたしました。費用につきましては、実績を勘案するとともに、また医療機器については耐用年数の到来によって更新が必要なものから優先度の高いものの整備を行ってまいります。

収益的収入及び支出におきましては、収入を35億4,215万5,000円と見込み、一方、支出を37億7,179万2,000円と予定をしますのでございます。

病院事業は今後も大変厳しい状況が続くものと予想されます。公立病院として地域への貢献、市民の皆様から信頼され愛される病院として、一般急性期医療や救急医療を初め、健診業務や出前講座などの健康増進活動をさらに進めてまいります。

詳細につきましては副市長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 副市長に補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 田中伸弘登壇〕

○副市長（田中伸弘） それでは、議案第56号から

議案第62号までの平成30年度各会計予算の概要につきまして、議案の順に補足説明を申し上げます。

初めに、議案第56号 平成30年度湖西市一般会計予算の補足説明をさせていただきます。議案書の104ページをごらんください。

予算総額は205億円で、前年度に比べ4.0%の減といたしました。

それでは予算の概要について、主なものを歳入、歳出の順に申し上げます。

議案書の105ページ、またあわせてお配りしております、平成30年度予算（案）の概要の4ページをお開きください。

まず歳入でございますが、市税の予算額は109億7,717万7,000円で、前年度に比べ0.2%の増といたしました。

個人市民税におきましては景気の回復に伴う給与所得の増が期待されるため増収、法人市民税においても業況見込みを増収傾向に捉えている企業もありますことから増収といたしました。

固定資産税におきましては、3年に一度の評価替えの年であります。土地におきましては一部で地価の下落が続いており、家屋におきましても課税標準額が下がるため、減収を見込むものでございます。償却資産につきましては前年度並みを見込み、計上したものでございます。

軽自動車税につきましては、税制改正の適用状況を踏まえ、前年度に比べ5.1%の増といたしました。

市たばこ税につきましては、消費本数の減少傾向から、前年度に比べ5.5%の減といたしました。

都市計画税につきましては、1.8%の増といたしました。

地方譲与税の予算額は2億2,200万円で、平成29年度の実績見込みから、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税あわせて、前年度に比べ0.4%の減といたしました。

地方消費税交付金は、平成29年度の実績見込みから、前年度に比べ4,600万円増の12億2,700万円を計上したものでございます。

地方交付税のうち普通交付税は、合併算定替の4年目に当たり、前年度に比べ2億円減の2億9,000

万円であります。また特別交付税は1億円であり、あわせて3億9,000万円を計上したものでございます。

106ページをごらんください。

国庫支出金は23億3,367万2,000円で、前年度に比べ6.8%の減を計上したものでございます。これは主に大型建設事業であります新所原駅周辺まちづくり事業や住吉命山整備など、一部の津波避難施設整備の事業完了等によるものでございます。

県支出金は11億7,020万円で、前年度に比べ10.7%の減を計上したものであります。これは主に津波避難施設整備の事業完了等によるものでございます。

繰入金金は12億3,910万9,000円で、前年度に比べ0.4%の減を計上したものでございます。これは財政調整基金9億3,000万円、公共施設整備基金1億5,000万円の基金活用が主なものでございます。

107ページをお開きください。

市債は投資的経費の縮減及び財政健全化に向けて、対前年度比22.0%の減となる7億1,110万円を計上したものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

議案書の108ページ、そして平成30年度予算（案）の概要の5ページをごらんください。

総務費の予算額は20億6,143万4,000円で、前年度に比べ23.5%の減を計上いたしました。これは主にふるさと納税業務を7款商工費へ移行することによるものでございます。

民生費の予算額は60億4,973万5,000円で、前年度に比べ6.2%の減を計上いたしました。こども医療費は拡充し、増額となりますが、子ども支援手当及び保育園・幼稚園就園助成金の減額により、民生費全体として減額となるものであります。

衛生費の予算額は32億4,139万1,000円で、前年度に比べ2.6%の減を計上いたしました。これは主に合併浄化槽設置補助金の見直し、病院事業会計への繰出金の減額によるものでございます。

労働費の予算額は1億6,952万8,000円で、前年度に比べ84.9%の増を計上いたしました。これは主に

旧勤労青少年ホーム解体工事によるものでございます。

農林水産業費の予算額は2億3,673万5,000円で、前年度に比べ8.1%の増を計上いたしました。これは主に排水機場整備の県営事業負担金、水産施設整備補助金の増額によるものでございます。

商工費の予算額は9億6,525万6,000円で、前年度に比べ81.8%の増を計上いたしました。これは主にふるさと納税業務を2款総務費から移行すること、及び販路拡大出展事業補助金の増額によるものでございます。

109ページをお開きください。

土木費の予算額は25億2,088万5,000円で、前年度に比べ7.7%の増を計上いたしました。これは主に浜名湖西岸地区土地区画整理事業、大倉戸茶屋松線道路整備事業の推進によるものでございます。

消防費の予算額は13億4,960万円で、前年度に比べ10.7%の減を計上いたしました。これは主に住吉命山整備などの一部の津波避難施設整備の事業完了によるものでございます。

教育費の予算額は20億5,712万4,000円で、前年度に比べ8.9%の減を計上いたしました。これは主に岡崎幼稚園園舎耐震補強事業、新居中学校外壁塗装改修事業が増額となりますが、市民会館解体工事の事業完了により教育費全体としましては減額となるものでございます。

公債費の予算額は16億1,543万円で、前年度に比べ4.1%の減を計上いたしました。今後の公債費の動向には引き続き留意してまいりたいと考えております。

110ページをごらんください。

債務負担行為は10事業を予定しており、期間は平成30年度から最長で平成40年度までの債務を負担するものでございます。

主なものとしましては、防犯灯LED化業務は限度額が1億1,000万円、衛生プラント運転管理業務は限度額が4億1,254万4,000円、平成30年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業は限度額2,273万1,000円と諸経費及び利子相当額でございます。

以上で一般会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案書の111ページをお開きください。

議案第57号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算総額は56億4,300万円で、前年度に比べ12.5%の減といたしました。

112ページをごらんください。

歳入につきましては、国民健康保険税は12億5,428万3,000円で、前年度に比べ7.0%の減を計上いたしました。

県支出金につきましては、普通交付金が主なものであり、39億4,477万7,000円で、前年度に比べ36億6,152万1,000円の増を計上いたしました。これは国民健康保険の県単位での広域化によるものでございます。繰入金につきましては、一般会計繰入金としまして3億1,257万円、基金繰入金として7,200万円を計上いたしました。

113ページをお開きください。

歳出につきましては、保険給付費は38億6,808万8,000円で、前年度に比べ1.1%の減、国民健康保険事業費納付金は16億7,762万3,000円で、平成30年度から新たに計上いたしました。これにつきましても国民健康保険の県単位での広域化によるものでございます。保健事業費は6,190万1,000円で、前年度に比べ2.7%の減となっております。

次に、議案書115ページをお開きください。

議案第58号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算総額は39億8,494万3,000円で、前年度に比べ0.9%の減といたしました。

次に116ページをごらんください。

歳入につきましては、介護保険料10億3,321万1,000円のほか、国庫支出金7億9,714万1,000円、支払基金交付金10億1,633万9,000円、県支出金5億6,354万1,000円をそれぞれの負担割合に応じて計上いたしました。繰入金につきましては、一般会計繰入金5億4,202万円、介護保険給付等支払準備基金

繰入金1,000万円のあわせて5億5,202万円を計上するものでございます。

117ページをお開きください。

歳出につきましては、介護給付費36億2,606万6,000円で、前年度に比べ4.0%の減を計上いたしました。これは要支援1・2の介護認定者のうち、一部の方は地域支援事業の新総合事業に移行しているため、介護給付費の減少を見込んでいるものでございます。

地域支援事業費は2億6,359万1,000円で、前年度に比べ40.3%の増でございます。新総合事業を初め、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症総合支援の推進を図り、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいりますものでございます。

次に、議案書の118ページをごらんください。

議案第59号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算総額は6億6,683万4,000円で、前年度に比べ10.7%の増といたしました。

119ページをお開きください。

歳入の主なものは、後期高齢者医療制度の被保険者の方から納めていただく保険料5億3,818万円で、前年度に比べ10.4%の増、繰入金1億2,759万1,000円で、前年度に比べ11.9%の増であります。

歳出の主なものは、静岡県後期高齢者医療広域連合への納付金としまして6億3,783万5,000円で、前年度に比べ9.9%の増でございます。

次に、議案書の121ページをお開きください。

議案第60号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

平成30年度より地方公営企業法の一部適用に当たる財務規定等を適用し、公営企業会計に移行をいたします。

業務の予定量は、排水戸数を8,400戸、年間総処理水量を226万3,000立方メートル、1日平均処理水量を6,200立方メートルと予定しております。

下水道事業収入の予算額は15億5,776万3,000円で、下水道事業支出の予算額は15億3,597万7,000円を計上いたしました。

122ページをごらんください。

資本的収入の予算額は6億1,692万8,000円で、資本的支出の予算額は10億2,424万5,000円を計上いたしました。この資本的収支の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、議案書の124ページをごらんください。

議案第61号 平成30年度湖西市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

業務の予定量は過去の実績などをもとに、給水戸数2万5,400戸、年間総配水量688万1,000立方メートル、1日平均配水量を1万8,850立方メートルに予定するものでございます。

次に経営状況におきましては、水道事業収入の予算額は12億3,353万6,000円で、前年度に比べ0.9%の減とし、水道事業支出の予算額は11億13万4,000円で、前年度に比べ3.6%の減を計上いたしました。

125ページをお開きください。

資本的収入の予算額は1,300万6,000円で、前年度に比べ44.8%の減とし、資本的支出の予算額は4億8,060万5,000円で、前年度に比べ2.8%の減を計上いたしました。この資本的収支の不足額につきましては、損益勘定留保資金、建設改良費積立金等で補填をさせていただくものでございます。

次に、議案書の126ページをごらんください。

議案第62号 平成30年度湖西市病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

業務の予定量は、入院の年間患者数を3万3,215人、一日平均患者数は91人と見込んでおります。また、外来の年間患者数を9万6,136人、一日平均患者数を394人と見込んでおります。

主な建設改良事業でございますが、医療機器の購入で1億286万円を計上するものでございます。

次に、収益的収入額は35億4,215万5,000円、収益的支出総額は37億7,179万2,000円を計上するものでございます。

127ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、収入を2億8,381万2,000円、支出を4億5,004万9,000円を計上し、収入が支出に対して不足する額は、過年度分、

損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

以上であります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております議案のうち議案第56号につきましては、質疑を省略した上、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第56号につきましては16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、福永桂子さん、菅沼 淳君、土屋和幸君、高柳達弥君、楠 浩幸君、佐原佳美さん、渡辺 貢君、吉田建二君、加藤弘己君、竹内祐子さん、荻野利明君、豊田一仁君、馬場 衛君、牧野考二君、中村博行君、神谷里枝さんの16名を指名いたします。

○議長（二橋益良） ここで予算特別委員会の正副委員長を互選していただくため、暫時休憩といたします。なお、再開は3時45分といたします。

午後3時24分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

委員長に加藤弘己君、副委員長に竹内祐子さん。以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） なお、施政方針に係る質問は3月6日から8日の本会議で行いますので、質問のある方は2月26日正午までに通告していただきたいと思えます。

議案第56号を除く議案に対する質疑は3月5日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は2月27日正午までに通告してください。

また、議案第56号の質疑につきましては2月28日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

午後3時46分 散会